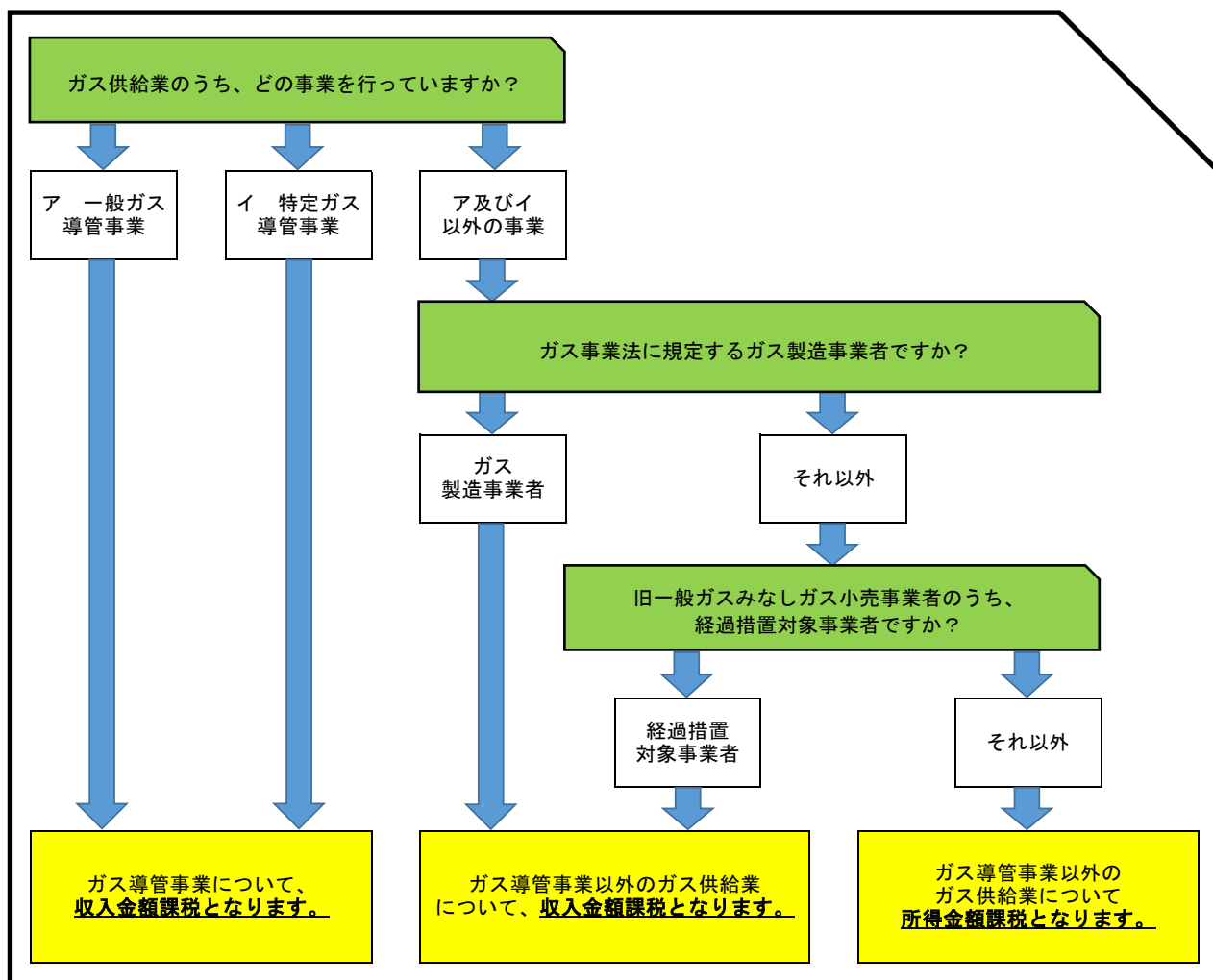


ガス供給業に係る課税方式について

平成30年度税制改正により、法人事業税のガス供給業に係る課税方式が見直されました。

平成30年4月1日以後に開始する事業年度から、課税方式が変わります。

1 課税方式の確認



※1 一般ガス導管事業とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業をいいます。

（ガス事業法第2条第5項）

※2 特定ガス導管事業とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業をいいます。

（ガス事業法第2条第7項）

※3 ガス製造事業者とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等（20万kℓ以上であるLNG基地）を用いてガスを製造する事業について、ガス事業法第86条第1項の規定による届出をした者をいいます。

（ガス事業法第2条第9項、第10項、ガス事業法施行規則第5条）

※4 経過措置対象事業者とは、ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして、経済産業大臣の指定を受けた事業者をいいます。

（ガス事業法平成27年改正法附則第22条）

※5 ガス供給業を行う分割法人は、いずれの課税方式でも、分割基準は事業所等の固定資産価額を使用します。

※6 所得金額課税の場合、外形標準課税対象法人は所得割のほか付加価値割及び資本割を申告してください。

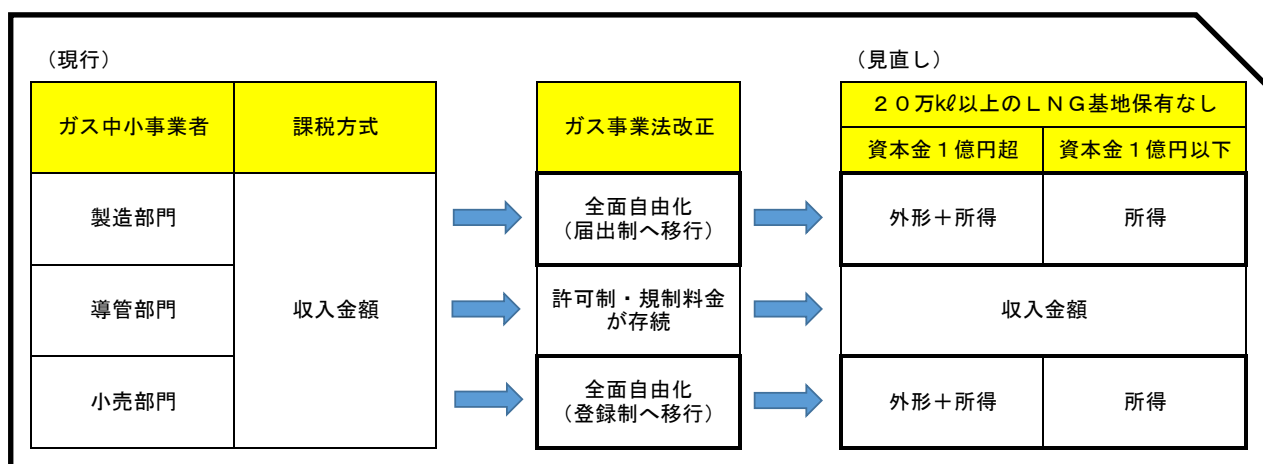
2 課税方式の見直しの概要

【見直しの対象】

- ・施設・設備の規模が相対的に小さい（20万kℓ以上のLNG基地を有しない）事業者
 - ガス事業法の経過措置（競争が不十分として規制料金を存続）の対象事業者は、今回の見直し対象から除外。
 - ガス事業法上、20万kℓ以上のLNG基地を有する事業者は、ガス製造事業の届出義務・LNG基地の第三者利用に関する法的規制の対象となっています。

【見直しの内容】

- ・資本金1億円以下の事業者：所得課税
- ・資本金1億円超の事業者：外形標準課税＋所得課税



3 繰越欠損金の経過措置

税制改正に伴い、課税方式が収入金額課税から所得金額課税へ変更となる場合は、繰越欠損金に係る経過措置があります。

（地方税法平成30年改正法附則第6条第9項、地方税法施行令第21条の2）

【経過措置の対象】

次の①又は②の場合は、経過措置の対象となります。

①最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、特定ガス供給業を行っていた法人

（ガス製造事業者及び経過措置対象事業者を除く。）

②ガス製造事業者又は経過措置対象事業者である法人が、そのいずれにも該当しないこととなり、かつ、その該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日を含む事業年度において、特定ガス供給業を行っていた場合

【経過措置の内容】

最初事業年度開始の日（②の場合には、該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日）前10年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を法人税の課税標準である所得又は個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなします。

※7 最初事業年度とは、平成30年4月1日以後最初に開始する事業年度をいいます。

※8 特定ガス供給業とは、ガス供給業のうち一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外のものをいいます。